

# 奥多摩町森林整備計画

～人々の共有財産を守るため～

計画期間

自	令和3年4月1日
至	令和13年3月31日

東京都奥多摩町

(令和3年4月1日樹立)

(令和4年3月変更)

(令和5年9月変更)



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3	その他必要な事項	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	17
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	18

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	21
第8	その他必要な事項	21
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
Ⅲ	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	23
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	23
3	林野火災の予防の方法	24
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5	その他必要な事項	24
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	25
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	25
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	26
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	26
7	その他必要な事項	26
	用語解説	27

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

奥多摩町は東京都の西北端に位置し、全域が秩父多摩甲斐国立公園内にあり、豊かな自然に囲まれた町である。面積は22,553haで、東京都の10分の1を占め、その内94%、21,167haが森林である。東京都最高峰の雲取山をはじめとする、標高1,000m以上の山岳に囲まれ、これらを水源とする多摩川及び日原川が町の中央を流れ、多摩川上流部に造られた奥多摩湖は、都民の良質な水源として、周辺域の水源かん養林とともに古くから東京都水道局により管理されている。年間平均気温は12度前後、年間降水量は1,550mm前後である。森林の保有形態は、私有林46%、公有林51%、町有林2%、その他1%となっている。人工林率は約49%で、樹種構成は、スギ64%、ヒノキ25%となっている。天然生林の大部分は過去に薪炭林として利用され、その後放置された天然生二次林である。

近年、間伐(※1)・枝打ち等の森林整備は進んでいるものの、増えたニホンジカによって、植栽した苗木の食害及び立木の皮剥ぎなどの林業被害と、自然植生の劣化、消失等により、表層土が流失・裸地化し林地崩壊に発展した経験から、多摩川北岸及び被害発生の可能性がある地域の主伐・皆伐(※2)などの施業をする場合は十分検討のうえ実施するとともに、ぼう芽更新(※3)や天然更新(※4)をする場合についても、母樹の有無やシカ被害の程度など、現地の状況を確認し施業する事で森林の公益的機能を維持していく必要がある。

なお、社会問題となっている花粉症対策として、雄花の着生量を抑制する効果に期待し、スギ・ヒノキの人工林に対し間伐・枝打ちを継続していくことで花粉症の軽減に努めていく。

林業の現状としては、国産材の需要は高まってはいるものの木材価格は停滞し、木材生産業としては相変わらず苦境に立たされている。担い手については、林業労働力の高齢化や、森林所有者の山林への関心が低下するなど、私有林における自主管理・個人経営はますます難しくなることから、森林所有者に対する支援・指導の強化に努め、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度(※5)による私有林等の経営管理を実施していく必要がある。

また、次世代の担い手育成及び地域特性を活かした教育を目指し、小・中学校での社会体験学習や自然体験学習の一環として森林・林業の体験授業を推進する他、都市住民からの森林・林業・山間地域への多様なニーズを背景に、森林セラピーによる地域振興など、森林・林業に関する情報発信や啓発活動を展開し、森林ボランティアなど多様な担い手の確保に努め、自然条件や住民のニーズを考慮しながら、広く社会の要望に応えるような森林整備を推進する必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の目指す森林の将来像は、水源かん養機能等の公益的機能が十分に発揮でき、さらに山地災害や自然災害に対し抵抗力が大きく、また、木材の搬出が可能な地域においては木材生産能力の高い森林とする。

ア 水源かん養機能を高める森林において、人工林は除伐、間伐等整備を行い、高齢級(※6)の林分においては木材の適切な利用を行いながら、再造林、育成することにより、若齢から老齢に至る様々な林分が健全に成立した、生産と環境の調和のとれた森林を目指す。また、木材搬出が困難な立地の人工林は、間伐を繰り返し、森林内の陽光の確保等を図り、広葉樹の芽生えを促し、育成することにより将来的には針広混交林(※7)を目指す。但し、シカの問題により広葉樹の育成が困難な地域においては、群状の小面積伐採区を設けて囲いをする等の処置が必要となる。天然生林においては、自然の推移に委ねることにより、自らの力で安定した森林へ移行させ、その土地で最も安定した老齢段階の森林を目指す。やはりシカの食圧を減ずる対策が必要である。

イ 山地災害の防止や土壌保全の働きを高める森林においては、上記の森林を目指すことで、その役割をある程度兼ね備えることができると考えられるが、さらに急傾斜地等の保持の為に、大面積皆伐の制限、未植栽地への適正樹種の植栽、育成等を行いながら林地保全能力の高い森林を目指す。また、谷部を保全するためには、防鹿柵を設置し、耐陰性の高い広葉樹苗木を植栽する等の考慮が必要である。

ウ 保健・レクリエーション、文化、生物多様性機能を高める森林において、本町は全域が秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、森林セラピーへの取組み、登山ハイキング等、都市住民の森林レクリエーションの場としての役割が非常に高いため、自然散策路等を配置し、広範囲の皆伐の制限、人工林の適切な整備、天然生林の保全等により、それらの林分が最適な状態に整備されている森林を目指す。

エ すべての地域の人工林において、可能な限り木材等生産の場として育成し、地域活性の為に持続的な林業経営に適した森林を目指す。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本としつつ、森林の持つ多面的な機能のうち重視すべき機能により、森林整備を推進することとする。

全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、都民の飲料水を育む奥多摩の森林は、水源かん養、保健文化機能をはじめ、高度な公益的機能を求められている。

私有林における木材生産林においても、現在行われている保育間伐から、伐期(※8)を迎えた山林からの利用間伐への移行、及び森林循環促進事業による主伐事業の実施により、再生産可能な木材資源の循環利用を可能にすると同時に、十分な公益的機能の発揮を期待できるような林型への誘導を目指し、人工林の適切な管理施業と収穫を図るものとする。天然生林においては、過密化及び母樹の老化等による更新力低下が懸念されるため、施業を実施すべきであるが、経済性の低さ、施業体系の未整備等から着手困難であるため、当面は自然力に依存した遷移、更新の状況を観察、調査し、今後需要が高まる可能性を考慮した広葉樹造林・樹種転換・森林の総合利用に備え、地域に適した施業体系を整備する必要がある。伐採後の造林未済地については、シカの食害等により天然更新が見込めない場合、所有者、管理者と協議のうえ、公益性重視の森林づくりを促し、適切な施業の実施や将来への管理方法等を検討し、健全な森づくりを図るものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- (1) 森林組合、林業事業者等の育成強化、充実、実施体制の整備を図り、委託を受けて行う森林施業及び経営の実施によって施業の集約化を図り、森林経営規模の拡大を推進する。
- (2) 集約化事業を実施できる林業事業者の育成及び確保を図る。
- (3) 林道網、森林作業道、その他森林整備に必要な基盤整備を図る。
- (4) 高性能林業機械等による効率的な作業により、森林施業の合理化を図る。
- (5) 作業路網と高性能林業機械を組み合わせた施業集約化と、伐期齢を超えた間伐地からの搬出を予定している間伐材等を集積する流通施設（貯木場）を整備する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下の通りとする。

地区	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により生育	天然下種により生育	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	10

なお、標準伐期齢は、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法及び集材方法を踏まえ、現地に適したものとすること。

##### (1) 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等自然条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

ア 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

イ 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽による更新を行う場合には優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

## (2) 択伐

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

ア 点状（単木）・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

イ 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。

ウ 小面積伐採等を行った森林については、植栽を行うなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

エ 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

オ ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

## 3 その他必要な事項

シカ被害が予断を許さない状況にあることから、被害発生の可能性がある地域の伐採に際しては、生育状況や被害状況を踏まえ、伐区の小規模化や伐採箇所の分散化等シカ被害に十分配慮した対応をはかることとする。

## 第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消し、公益的機能の維持を図るとともに、木材等資源の循環・利用を促進するため、更新すべき期間内に造林を行うものとする。また、その方法については、気象、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。

特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

# 1 人工造林に関する事項

## (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、スギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹のほか、広葉樹や郷土樹種からその林地に最も適する造林樹種とする。山林用主要苗木の標準規格は、林野庁長官より都道府県知事あてに通達した資料（昭和 33 年 12 月 24 日 33 林野第 16622 号）を参考にして、苗木植栽後の活着率向上に努めるものとする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を推奨するが、材質、風雪害、病虫害への抵抗力などの未知部分が多いため慎重に選定するものとする。

また、定められた樹種以外を植栽する場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は町の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

区分	樹種名	
人工造林の対象樹種	針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ
	広葉樹	コナラ、ミズナラ、ケヤキ、クリ、カエデ類、ヤマザクラ、ブナ、カツラ、トチノキ、ホオノキ、クルミ類、シデ類等

## (2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、人工造林の標準的な方法は、次によるものとする。

なお、人工造林に当たっては、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めることとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

### (7) 育成単層林施業

人工林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の植栽本数及び施業体系等を勘案して定めるものとし、スギ・ヒノキ・マツについては下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数	備考
スギ	密仕立て	4,000本/ヘクタール	所有者の経営目標に沿って決定する
	中仕立て	3,000本/ヘクタール	
	疎仕立て	2,000本/ヘクタール	
ヒノキ	密仕立て	4,000本/ヘクタール	
	中仕立て	3,000本/ヘクタール	
	疎仕立て	2,000本/ヘクタール	
マツ	中仕立て	3,000本/ヘクタール	
広葉樹	疎仕立て	1,000～1,500本/ヘクタール	
	中仕立て	2,000～4,000本/ヘクタール	

\*標準的な植栽本数以外の植栽をしようとする場合は、林業普及指導員及び町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

(イ) 育成複層林(※9)施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

なお、従来のスギやヒノキの下層に同じくスギやヒノキの稚幼樹を植栽する垂直型の複層林は、下木の成長が遅く、また上木の伐採が難しいなど施業方法として定着してこなかった。

そこで、スギ、ヒノキの一斉林において列状、群状(パッチ状)間伐を行い、その部分に同樹種あるいは広葉樹等を植栽し育成することで、モザイク状の林分を形成する水平型複層林の実施を進めていくものとする。

イ その他人工造林の方法

(ア) 育成単層林施業

- ① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の自然条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木や枝条等が植栽の障害とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に留意する。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、木の列間隔及び苗間隔が均等になるように植栽する。ただし、岩盤及び根株、枯損木等の障害物がある場合は、これを避けて植栽する。 植穴の中央に苗木の根を四方に拡げ腐植に富んだ表土を寄せ掛け、適度に踏み固めること。この際、枝条、石礫等が入らないよう注意すること。
植栽の時期	春植え 4～6月 秋植え 9～10月を標準とする。

- ② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

(イ) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、後述の2の(2)の(ア)の(イ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、次のとおりとする。

ア 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

イ 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名		備考
天然更新の対象樹種	針葉樹	アカマツ、モミ、ツガ等	
	広葉樹	コナラ、ミズナラ、ケヤキ、クリ、カエデ類、ブナ、ヤマザクラ、カシ類等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、以下の通り定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、モミ、ツガ等 コナラ、ミズナラ、ケヤキ、クリ、カエデ類、ブナ、ヤマザクラ、カシ類等	<p>①5年生の広葉樹の期待成立本数は概ね10,000本/haとする。</p> <p>②天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。</p> <p>③引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等）の高さ）に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。</p> <p>④更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。</p> <p>⑤天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。</p>

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
10 cm	40 cm	50 cm
50 cm	100 cm	150 cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
	刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
	植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3~4本を目安として、ぼう芽更新を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植込みを行うものとする。

イ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前述アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
スギ、ヒノキなどの人工林すべての地域	ただし、(1)の基準を踏まえ、天然更新による更新が見込める森林を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次の通り定める。

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

登山道、遊歩道など観光客が散策の途中、または目的である山々の眺望を快適に楽しむために魅力ある景観を形成し森林とのふれあいの場を提供するため、対象となる山林の伐採跡地等の植栽時に、在来種であり奥多摩町の木であるミツバツツジ等を活用し多様な森林整備を図る。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

(1) 育成単層林施業

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配置が適切になるよう留意する。

ア 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹 種	施業種別	齢 級												備 考			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13~20		
スギ	短伐期				←				→								概ね3回実施
	長伐期 (※10)				←									→			概ね5回実施
ヒノキ	短伐期				←				→								概ね3回実施
	長伐期				←									→			概ね5回実施

イ 間伐率

間伐率は本数率で30%を標準とするが、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

また、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとする。

#### ウ 平均的な間伐の間隔

標準伐期齢以上の林齢においても必要に応じて間伐を行うこととし、平均的な間伐の間隔は、標準伐期齢未満10年、標準伐期齢以上15年とする。

#### (2) 育成複層林施業

植栽型の森林については、育成単層林における施業に準じて行うこととする。

天然更新型の森林については、それぞれの森林の状況に応じた適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、下刈り、つる切り、枝打ち及び除伐とし、立木の生育促進及び林分の健全化を図るものとする。

なお、保育の作業種別の標準的な方法については、次のとおりとする。

#### (1) 標準的な保育作業の時期

標準的な保育作業の実施時期については、次のとおり定めるものとする。

##### 【基準】

保育の種類	樹種	実施林齢									
		1	2	3	4	5	6	7	10	13	20
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	○	○			
つる切										○	○
枝打ち										○	○
除伐									○		

#### (2) 育成単層林施業

##### ア 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、また、上記表に限らず実施時期や回数を見直しも含め、作業の省力化・効率化に留意し、適切な時期及び作業方法により行うこと。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断すること。

##### イ つる切

つる類を切る場合には、なるべくつるの地際部から切断し、幹に傷をつけないように注意すること。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

##### ウ 枝打ち

枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。

##### エ 除伐

目的外樹種であっても、その生育の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

#### (3) 育成複層林施業

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じて行うものとする。

枝払いは、下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

ダムが集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林とする。

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林の区域を別表1により定めるものとする。

##### イ 施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、自然条件や都民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形について a 標高の高い地域 b 傾斜が急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪床又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ② 気象について a 年平均又は季節的降水量が多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③ その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--	--

また、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、以下のとおり標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限とする。

森林の伐期齢の下限

地区	種 類							
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽 により育成	天然下種 により育成	主として 天然下種 により生育	主として ぼう芽に より生育	主として 人工植栽 により生育
全域	45	50	45	50	65	75	25	20

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の(ア)～(エ)森林の区域を別表1のとおり定めるものとする。

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図る森林

観光的に魅力のある地域、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林、さらに、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められている森林とする。

(エ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域を別表2のとおり定めるものとする。各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

<p>人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 地形</p> <p>a 傾斜が急な箇所であること。</p> <p>b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。</p> <p>c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。</p> <p>② 地質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること</p> <p>c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。</p> <p>d 流れ盤となっている箇所であること。</p> <p>③ 土壤等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。</p> <p>b 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。</p> <p>c 石礫地からなっている箇所であること。</p> <p>d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林</p> <p>② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの</p> <p>③ ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>④ 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）</p>

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は以下のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地区	種 類							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により育成	天然下種により育成	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	56	64	56	64	88	104	24	16

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### ア 区域の設定

林木の生育に適した森林で効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その区域を別表1のとおり定めるものとする。

なお、区域を設定する際に、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

また、当該森林のうち、次のアからウまでを基準とし、これを満たす又はこれに準ずると認められ、木材当生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定する。

- (ア) 林班の面積のうち人工林が過半を占める
- (イ) 林班の傾斜区分の平均が緩又は中である
- (ウ) 傾斜区分に応じた路網密度が、第7の1に定める標準的な水準以上である

### イ 施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3～6、7、8、11、12、14～16、18～24、26、29、32、35、36、40、42～63、67～74、76、79～86、88～117、123～126、129～148、150～155、157～159、160（5準林班1-1小班のみ）、161、162、164～172、174～183、185、186、187、190～193、195～197、199～289	18,571.17

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2、9、10、13、17、25、27、28、30、31、33、34、37～39、41、64～66、75、77、78、118～122、127、128、149、156、173、184、188、189、194、198	2,396.13
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	87、160（5 準林班 1-1 小班を除く）、163	199.68
その他の公益的機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	3～6、7、8、11、12、14～16、18～24、26、29、32、35、36、40、42～63、67～74、76、79～86、88～117、123～126、129～148、150～155、157～159、161、162、164～172、174～183、185、186、187、190～193、195～197、199	10,755.68
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—

上記の森林の区域については、付属資料「奥多摩町森林整備計画概要図(1)」に図示する。

【別表2】

施業の方法		森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林		3～6、7、8、11、12、14～16、18～24、26、29、32、35、36、40、42～63、67～74、76、79～86、88～117、123～126、129～148、150～155、157～159、160(5準林班1-1小班のみ)、161、162、164～172、174～183、185、186、187、190～193、195～197、199～289	18,571.17
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1、2、9、10、13、17、25、27、28、30、31、33、34、37～39、41、64～66、75、77、78、118～122、127、128、149、156、173、184、188、189、194、198、87、160(5準林班1-1小班を除く)、163	2,595.81
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等に必要な森林情報の提供及び助言・あつせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことで経営規模の拡大を図ることとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、森林の施業又は経営の委託化への働きかけを行うとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成を行う。

また、施業の集約化に取り組む者に対し、必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うとともに、協議会の開催等により森林所有者等の合意形成を推進し、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進することとする。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施するにあたって、主伐後の植栽や施業方法、森林の保護に関する事項等を長期にわたり行うこと等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図るものとする。

## 5 その他必要な事項

該当なし

# 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

## 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者のうち、所有面積5ha未満が85%と森林所有状況は零細であり、材価の低迷や労働力の減少等により保育管理は適切に実施されなかった面がある。このため今後は、都、町、森林組合等林業事業体、森林所有者が一体となり、懇談会等による啓発活動や組織づくりを行い、森林施業実施協定を締結する推進体制を整備する。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の森林施業の状況から、活力ある森林と長伐期指向の森林造成及び優良材の生産拡大を図るには、適切な保育作業を実施する必要がある、集团的組織的な森林施業を行うため施業実施協定の締結を推進する。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同で森林経営計画を実施する場合は、所有者、森林組合等林業事業体、町が一体となり効率的な森林整備ができる計画を作成し、それに基づいて実施することとし、以下の4点を特に留意する。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する場合は、森林組合を中心に計画作成時に5カ年間の詳細な実施計画を作成して、森林組合等林業事業体による実施管理を行うこととし、間伐を主として施業は可能な限り共同又は森林組合等林業事業体への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持管理は全員が共同して実施すること。
- (3) 共同で計画を作成する者のひとりが、施業の共同化につき遵守しないことによりその者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意のもとに、施業実施協定の締結に努めること。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出に伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下のとおり示す。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0度～15度)	車両系作業システム	110以上	30～40
中傾斜地 (15度～30度)	車両系作業システム	85以上	23～34
	架線系作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30度～35度)	車両系作業システム	60<50>以上	16～26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急峻地 (35度～)	架線系作業システム	5以上	5～15

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

#### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

#### 3 作業路網の整備に関する事項

##### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知、）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本として、東京都が定める林業専用道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第527号）、に則り開設するものとする。

##### イ 基幹路網の整備計画

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を別紙の期間路網の整備計画（別表3）及び期間路網計画図のとおり設定する。

【別表3】 基幹路網の整備計画

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
					延長	箇所数				
開設	自動車道	林道	奥多摩町	奥沢	0.4		436		奥-1	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	越沢	2.0		398	○	奥-2	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	西川	1.0		161	○	奥-3	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	真名井	0.5		509		奥-4	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	逆川	0.8		228		奥-5	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	君平	0.2		143		奥-6	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	入川	0.5		166		奥-7	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	熊沢	0.5		114		奥-8	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	水根沢	0.5		523		奥-9	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	大丹波	0.2		501		奥-10	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	小中沢水根	1.0		457		奥-11	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	岩茸石山	1.5		186	○	奥-12	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	神庭沢	0.5		108		奥-13	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	不老イヤ入	0.3		172		奥-14	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	大楢	0.5		220		奥-15	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	三頭山	1.0		356		奥-16	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	しだくら	1.0		171		奥-17	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	白丸	0.2		80		奥-18	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	安寺沢	0.3		130		奥-19	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	日向沢	0.2		221		奥-20	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	橋沢	1.0		46		奥-21	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	日原	1.0		1,164	○	奥-22	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	小中沢	5.0		409		奥-23	
開設	自動車道	林道	奥多摩町	不老	1.0		252		奥-24	
			小計	23 路線	20.1		6,899			
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	井戸入	0.4		17		奥-1	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	丹三郎寸庭	0.6		60		奥-2	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	鋸山 (大沢入)	1.0		1,075	○	奥-3	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	峰谷	1.0		365		奥-4	

拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	川乗	2.0		1,111		奥-5	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	小中沢	1.8		409		奥-6	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	栃寄	0.2		236		奥-7	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	不老	2.5		252	○	奥-8	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	真名井	1.5		509		奥-9	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	奥沢	2.0		436	○	奥-10	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	海沢	2.0		618	○	奥-11	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	倉沢	1.0		616		奥-12	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	大丹波	1.0		501		奥-13	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	日原	1.7		1,164	○	奥-14	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	西川	1.9		161		奥-15	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	安寺沢	2.0		130	○	奥-16	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	水根	0.2		75		奥-17	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	日向沢	2.0		221		奥-18	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	イヤ入	0.5		75		奥-19	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	君平	0.8		143		奥-20	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	槐木	0.6		31		奥-21	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	熊沢	1.0		114		奥-22	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢	0.5		95		奥-23	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	寸庭	1.0		132		奥-24	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	越沢	0.1		398		奥-25	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	大檜	1.0		220		奥-26	
拡張 (改良)	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢寸庭	1.0		141		奥-27	
			小計	27 路線	31.3		9,305			
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	海沢	0.7		618		奥-1	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	不老	0.7		252	○	奥-2	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	日向沢	0.7		221		奥-3	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	川乗	0.7		1,111		奥-4	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	大丹波	0.7		501		奥-5	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	君平	0.7		143		奥-6	
拡張 (舗装)	自動車道	林道	奥多摩町	槐木	0.7		31		奥-7	

拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	熊沢	0.7		114		奥-8	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢	0.7		95		奥-9	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	寸庭	0.7		132		奥-10	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	真名井	0.7		509		奥-11	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	越沢	0.7		398		奥-12	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	梅沢寸庭	0.7		141		奥-13	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	鋸山	0.5		1,075	○	奥-14	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	倉沢	1.1		616	○	奥-15	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	奥沢	1.8		1,075	○	奥-16	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	安寺沢	0.2		616	○	奥-17	
拡張（舗装）	自動車道	林道	奥多摩町	不老	0.6		252	○	奥-18	
			小計	13 路線	9.5		4,266			

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、都が定める森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 1 日付 22 産労農森第 814 号）に則り開設するものとする。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、適正に管理するものとする。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第 8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

- (1) 林業研究グループ等、林業グループの育成を図る。
- (2) 森林組合等、林業事業者の活性化により林業労働力を確保する。
- (3) 林業労働者の社会福祉の向上、労働条件の改善について指導する。
- (4) 林業機械の導入を促進して作業の軽減化と魅力ある職場をつくり、林業に従事する者の養成及び確保を図る。
- (5) 森林ボランティア活動等、都民参加の森づくり活動を推進するため、「奥多摩・都民の森」等体験学習施設を通じて都市住民との交流を図る。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

共同施業の促進活動を行い、森林組合等林業事業体を中心に高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用によって費用負担を軽減するとともに、機械操作の講習会を開催しオペレーターの養成や事業量の確保を図る。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	多摩川流域 （全傾斜）	チェーンソー伐倒 チェーンソー造材 プロセッサ造材 スイングヤダ集材 集材機械集材 自走式搬器集材	チェーンソー伐倒 ハーベスタ伐倒造材 プロセッサ造材 自走式搬器集材 フォワード集材 ヘリコプター集材
造林 保育等	地拵、下刈 枝打ち	刈払い機 人力・チェーンソー	刈払い機 人力・チェーンソー

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	場所	規模	備考
バイオマスボイラー （もえぎの湯）	氷川地内	50.28 m <sup>2</sup>	

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1～289（全林班）	21,166.98

※ 上記の森林の区域については、付属資料の奥多摩町森林整備計画概要図(1)に図示する。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進するものとする。

##### ア 植栽木の保護措置

人工植栽が予定されている森林を中心に保護措置を推進するものとし、単木保護ネットやシカ侵入防護柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の被害防止対策を実施するものとする。

## イ 捕獲

東京都獣害対策基本計画及び第2種シカ管理計画に基づき、関係機関や猟友会との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進するものとする。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内において、1の(2)に定める被害防止対策を実施している箇所については現地踏査の実施、関係行政機関や林業事業者との意見交換等により、被害状況の確認に努めるものとする。また、奥多摩町多摩川北岸域は、急増加したニホンジカによる食害や踏み荒らしにより成林が阻害され林地の崩壊が生起するなど深刻な事態が発生した。このため、シカ個体数の削減対策を計画的に推進した結果、シカの生育数は一時減少傾向が見られたものの、再び増加傾向が見られ、依然としてシカ被害は予断を許さない状況にある。このため、被害発生の可能性がある地域の伐採に際しては、生息状況や被害状況を踏まえ、伐区の小規模化、伐採箇所の分散化や主伐を一時的に控える等、シカ被害により林地が裸地化することがないように十分配慮した対応をはかることとする。

さらに、針葉樹、広葉樹とも、植栽木への食害や角擦り被害により成林しない恐れがある場合は、単木保護ネットやシカ侵入防止柵・ネットなどのニホンジカの被害防止対策に配慮するものとする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方策及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

なお、マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生が確認されていることから、引き続き近隣県及び都内における発生状況に留意し、関係機関と情報共有及び発生箇所での被害対策に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

#### (2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合等林業事業者、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行う。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害の動向を踏まえながらその防止に向け、鳥獣害保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進し、被害対策に努めるものとする。

### 3 林野火災の予防の方法

森林の持つ多面的な機能の維持増進を図るため、入山者の増加等に伴う林野火災の発生防止対策を推進する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

奥多摩町内の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において火入れを行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定に基づき、火入れを行おうとする期間の開始の7日前までに、申請書2通及び見取り図、土地所有者あるいは管理者の承諾書等を提出するものとする。

### 5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
該当なし
- (2) その他

保安林及び入山者の多い地域を対象に林地開発等の森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林の巡視を行う。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

多摩地域森林計画で定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能又は文化機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定は以下のとおりとする。

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林 班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
境	87	120	98	22	0	0	0	奥多摩都民の森
川野	160.163	79	35	44	0	0	0	山のふるさと村

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
造林及び伐採	人工林については、択伐を原則として、長伐期、複層林、針広混交林施業を行う。天然林については、広葉樹育成等の作業を行う。
保育その他	必要に応じて、間伐、除伐、枝打ち等の保育を行う。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。既に標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）を定めるものとする。

(1) 森林保健施設の整備

施設名	施設の整備
奥多摩都民の森	林業体験や炭焼き、そば打ちなどの山里生活の体験を通して、森林と積極的に関わってもらうための体験教室。森林ボランティア養成の役割は大きい。 栃寄森の家[宿泊室、食堂、研修室]、炭焼き小屋、わさび田、体験の森[林内歩道、作業舎、モノレール等]
山のふるさと村	奥多摩の豊かな自然とふれあうための施設 キャンプ場、クラフトセンター、自然散策路

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
スギ・ヒノキ	25～30	

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
梅沢・丹三郎・海沢	1～9、59～77	1,815.97
小丹波・棚沢・白丸	10～26、42、202～205	1,177.18
川井・大丹波	27～41、43～58、201	1876.62
氷川	106～112、134～149、206～209、258	2134.39
境北部	95～105、198～200、259～262、289	1,369.52
境南部	78～94、263	1,086.93
原・川野・河内	157～172、264～274、284～287	1,987.51
留浦	173～197、275～283、288	2,388.62
日原北部	125～133、150～156、210～239	4,375.92
日原南部	113～124、240～257	2,954.32

※ 上記の森林の区域については、付属資料の奥多摩町森林整備計画概要図(2)に図示する。

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項 該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

奥多摩町の重要な資源である森林資源を活用することは、林業及び観光産業の活性化を図ると同時に、木質エネルギーの利用は地球温暖化防止の観点から町の将来を考える上で非常に重要なことである。

現在、林内に横伏せ処理をしている間伐材や公共事業等で発生する伐採材の搬出と、もえぎの湯に整備している木質チップボイラーの燃料への利用のほか、他の活用を含め地産地消エネルギーの利活用について検討し地域振興に活かしていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項 該当なし

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年の林業は、国産材が経済的価値を相対的に失い、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷などにより依然として厳しい状況に置かれている。一方で地球温暖化の抑制、保健休養機能など森林の持つ多くの公益的機能に対する多様なニーズが都市部住民を中心に起こっており、森林ボランティアや林業の体験、或いは登山や森林セラピーなど新たなニーズもある。地域住民はこれらの需要に対し、参加・協力等を通じて関わることで自らが継承してきた地域の文化等が奥多摩の貴重な観光資源であることを認識する格好の機会になりうるため、林業関係者は、住民に対しても林業を学び・体験できる機会を提供できるようにしていく。

#### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

近年、台風災害やゲリラ的豪雨による洪水や渇水などの自然災害に各地が見舞われる状況が発生しており森林の重要性、林業や山間地域社会の果たす役割が見直されてきている今、森林法第10条の13に基づく森林整備協定の締結に関する協議或いは、森林に関するシンポジウムなどあらゆる機会を活用し、上流側から情報を発信し、上下流の協同による森林整備、上下流住民による交流や林業体験の場の提供などにより、より開かれた森林づくりの活動を推進する。

(3) その他 該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

### 7 その他必要な事項

東京の水源地という特質から水源かん養等の公益的機能を維持するための森林整備のあり方について様々な検討がされていく中で、都市住民等が理解しやすい普及啓発活動が必要であり奥多摩に適した森林経営管理を提案していく必要がある。

## 用語解説

### ※1 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

### ※2 主伐（皆伐）

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採（皆伐は一定範囲を一度に全部伐採）

### ※3 ぼう芽更新

主に雑木林などで行われる管理手法の一つで、クヌギやコナラなどの伐採後、切り株や根から伸びてくる新しい芽（「ぼう芽（萌芽）」または「ひこばえ」と呼ぶ）を育てること。適切な管理をし、15年～20年後に再び伐採を繰り返すことで雑木林を維持する。

### ※4 天然更新

自然の推移にゆだね、主として自然の力により作り出す森林。

### ※5 森林経営管理制度

経営管理者が施業していない森林について市町村が仲介となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステム。（平成30年度に森林経営管理法が制定され平成31年度施行）

### ※6 齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。5年を1齢級とするのが普通で、1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級というように表わす。

### ※7 針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

### ※8 伐期

主伐が予定される時期。

### ※9 育成複層林

人為的によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。

### ※10 長伐期

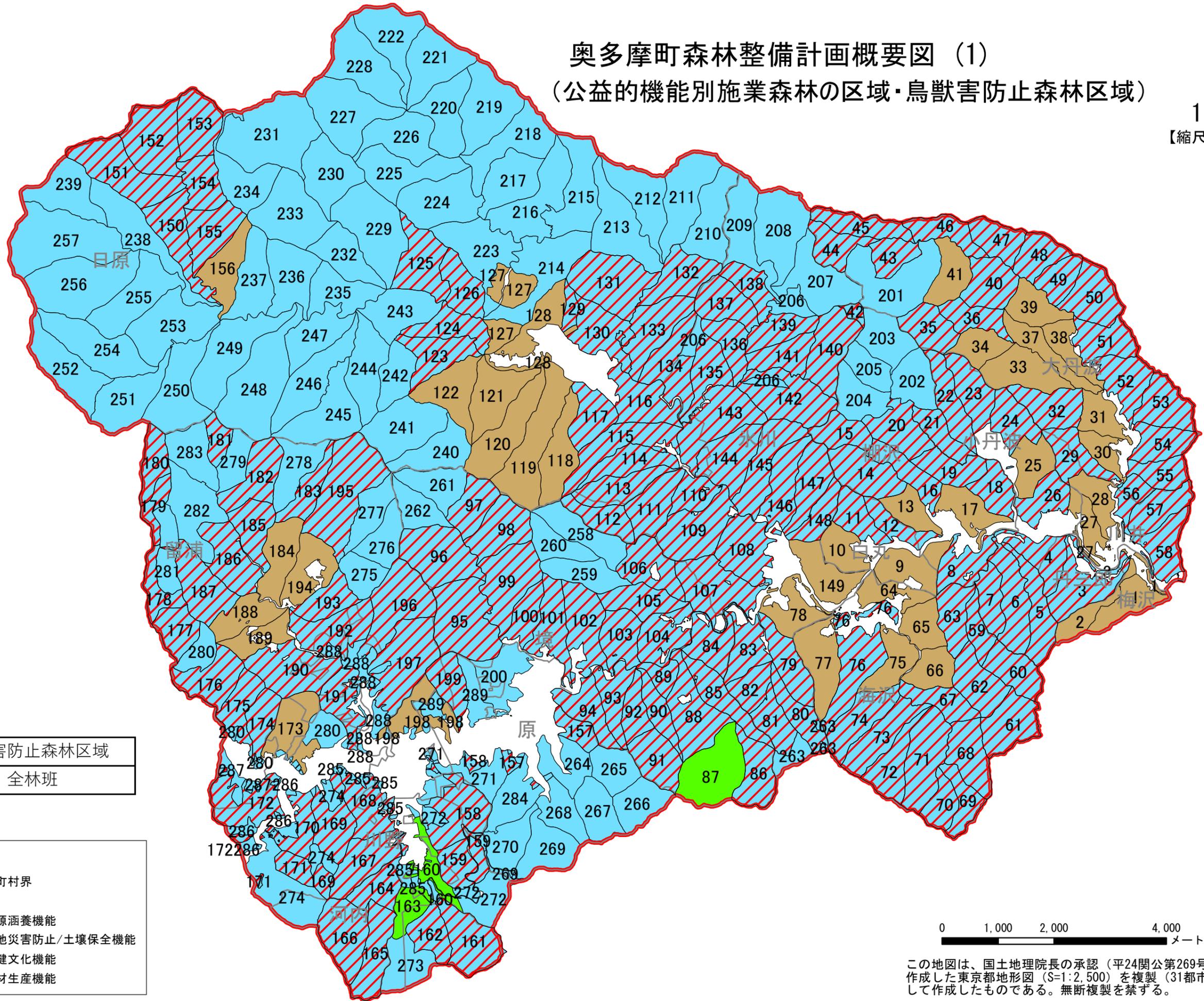
通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

# 奥多摩町森林整備計画概要図 (1)

## (公益的機能別施業森林の区域・鳥獣害防止森林区域)



1:65,000  
【縮尺はA3判印刷時】



鳥獣害防止森林区域  
全林班

- 凡例
- 市町村界
  - 機能区分
  - 水源涵養機能
  - 山地災害防止/土壌保全機能
  - 保健文化機能
  - 木材生産機能

0 1,000 2,000 4,000  
メートル

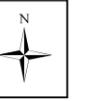
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

# 奥多摩町森林整備計画概要図(2)

(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域—森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域—)

1:65,000

【縮尺はA3判印刷時】



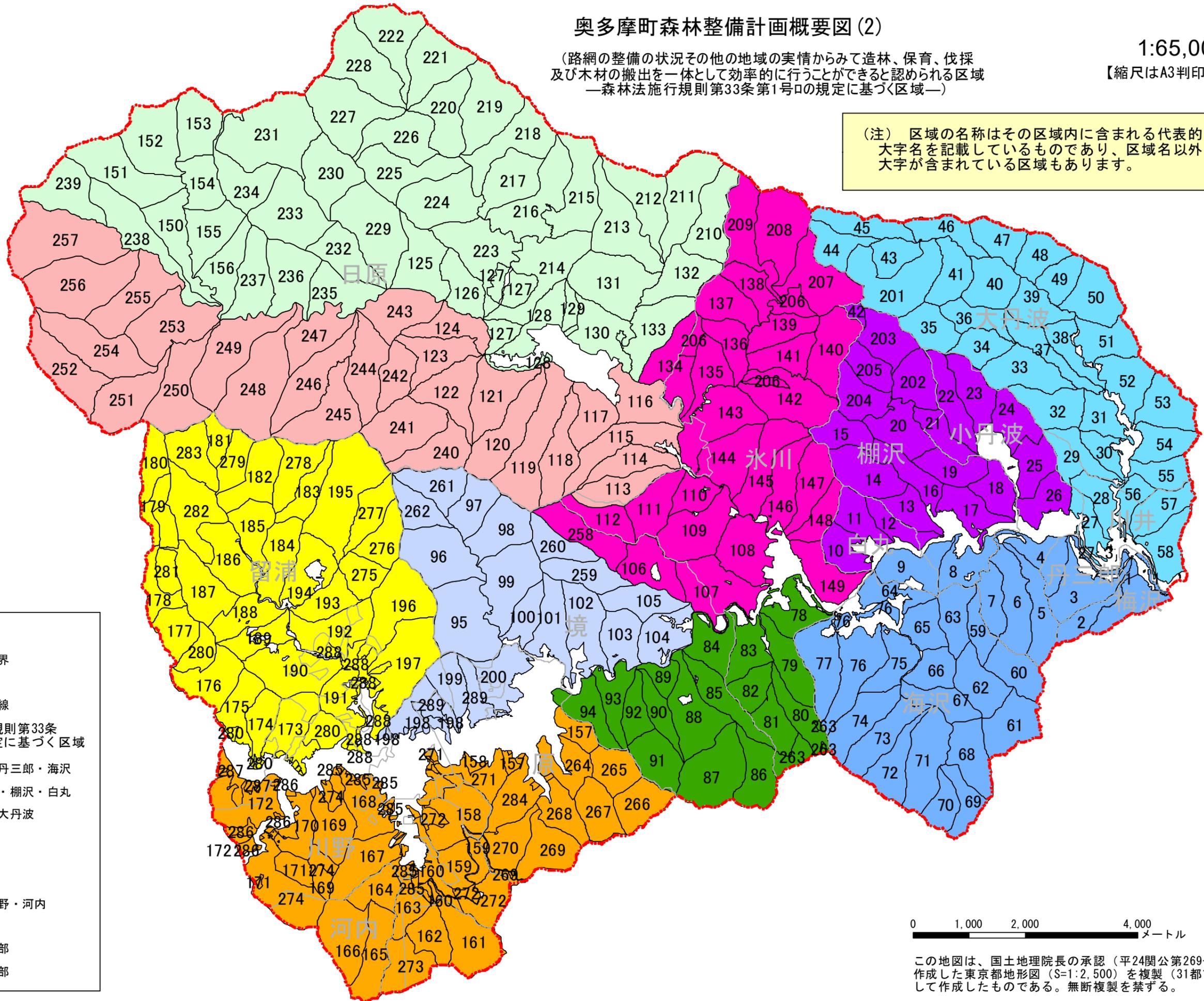
(注) 区域の名称はその区域内に含まれる代表的な大字名を記載しているものであり、区域名以外の大字が含まれている区域もあります。

**凡例**

- 市町村界
- 大字界
- 林道路線

森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

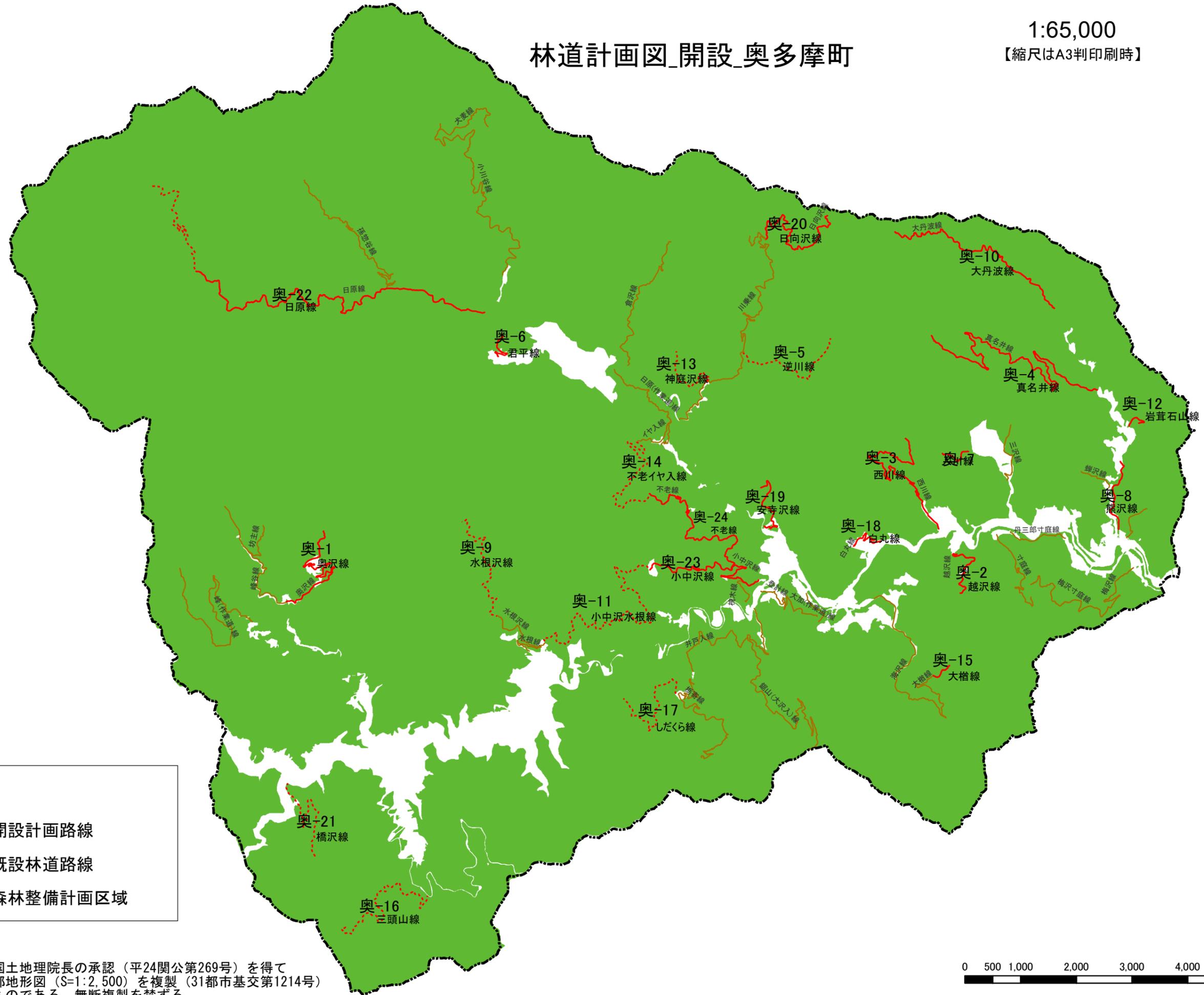
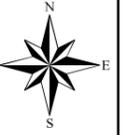
- 梅沢・丹三郎・海沢
- 小丹波・棚沢・白丸
- 川井・大丹波
- 氷川
- 境北部
- 境南部
- 原・川野・河内
- 留浦
- 日原北部
- 日原南部



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(31都市基交第1214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

# 林道計画図\_開設\_奥多摩町

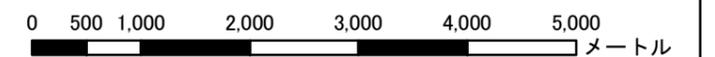
1:65,000  
【縮尺はA3判印刷時】



**凡例**

- 開設計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

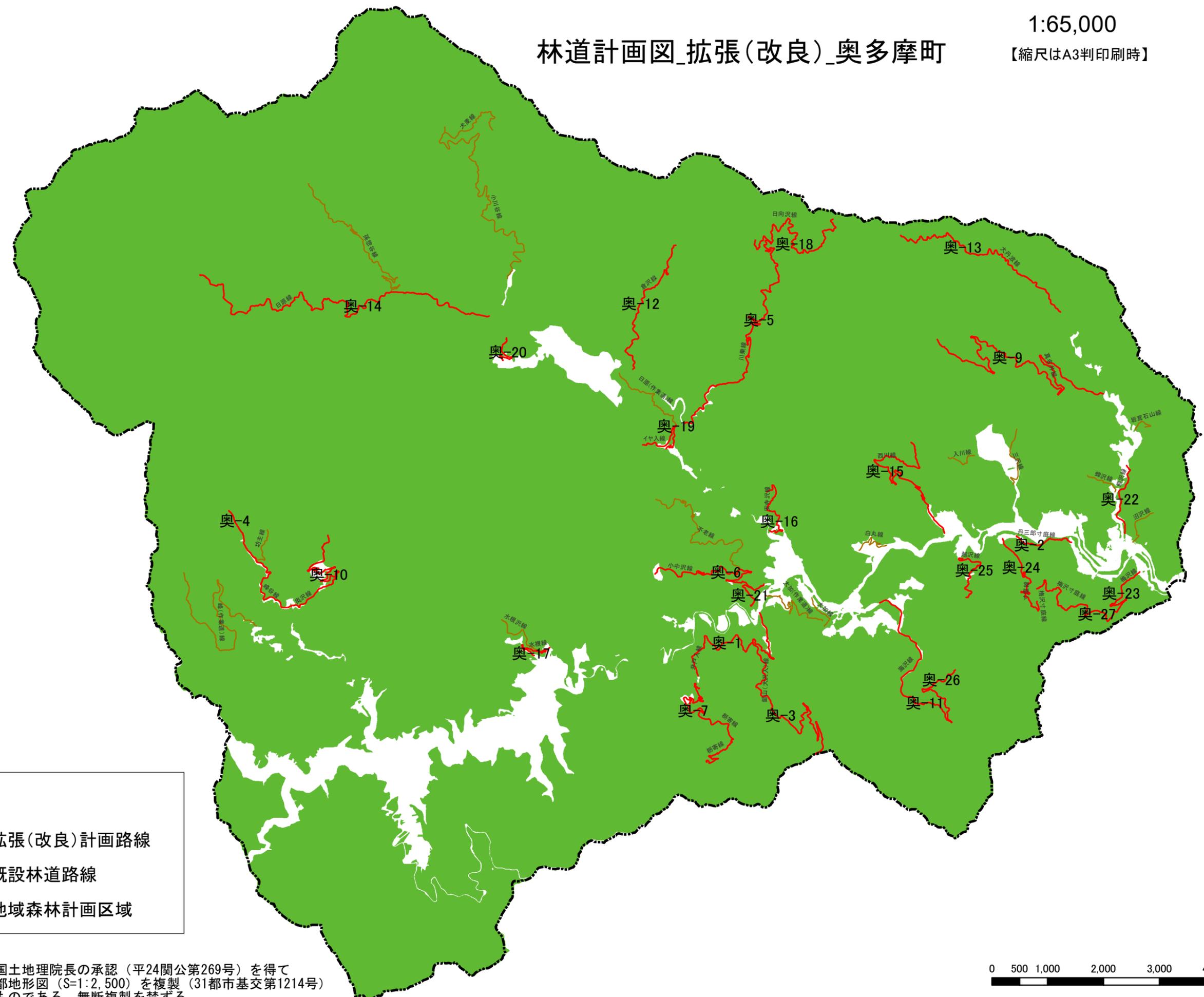
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



# 林道計画図\_拡張(改良)\_奥多摩町

1:65,000

【縮尺はA3判印刷時】



## 凡例

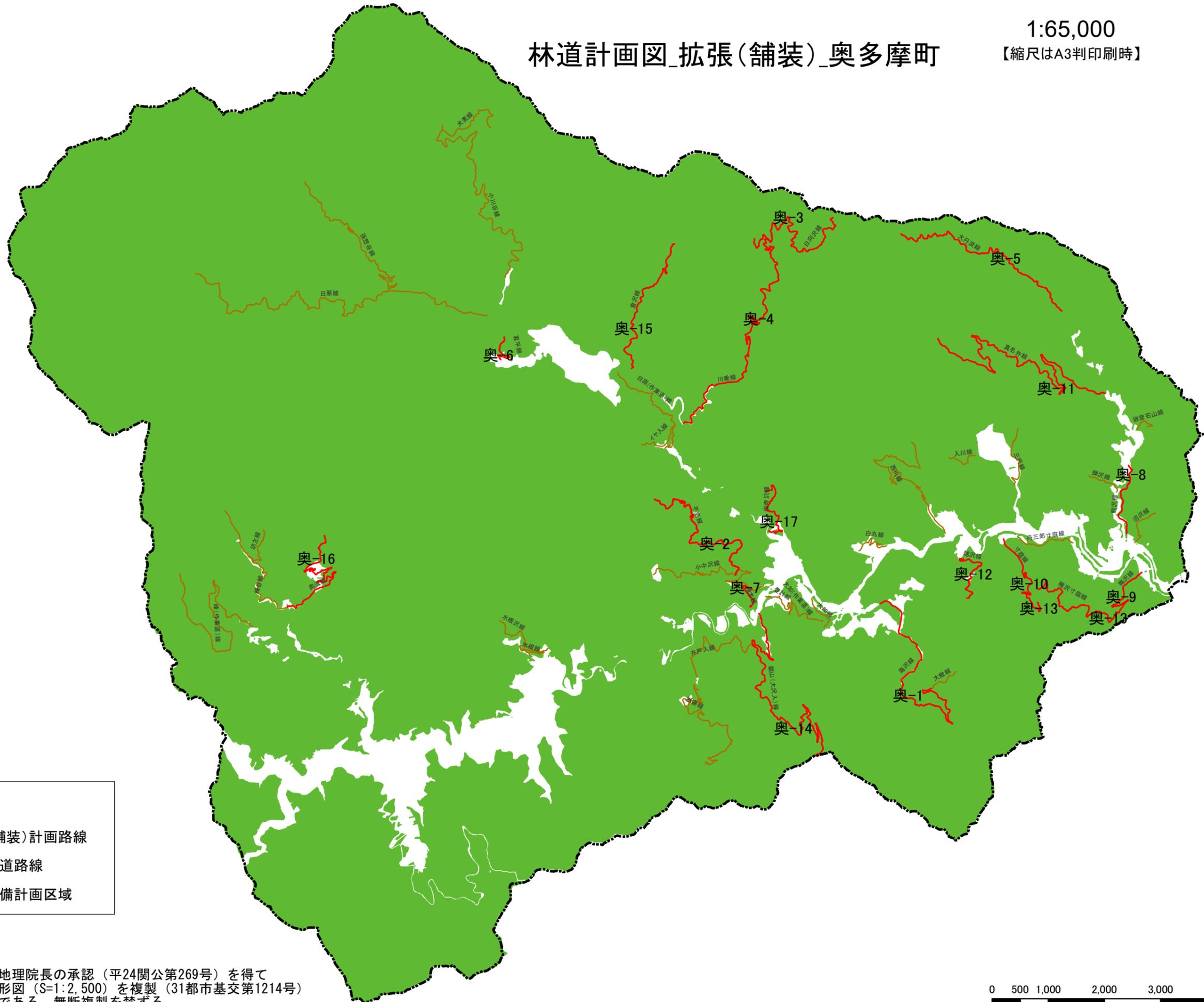
- 拡張(改良)計画路線
- 既設林道路線
- 地域森林計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



# 林道計画図\_拡張(舗装)\_奥多摩町

1:65,000  
【縮尺はA3判印刷時】



## 凡例

- 拡張(舗装)計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(31都市基交第1214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

